

### 議事要旨(3) IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況の概略について説明があった。続けて紙谷ディレクターより、修正国際基準に寄せられたコメント及び作業部会における検討状況について、[審議事項(3)]に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

（「「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の公表にあたって」の文案について）

- ある委員より、次の意見があった。
  - エンドースメント手続の意義の記載にある「柔軟に受け入れる」という表現が不明確であるという意見に対して対応する必要がある。「公表にあたって」の記載を修正しないのであれば、コメント対応表において説明を補足すべきである。

これに対して、事務局より、ご意見を踏まえて修正を検討したいとの回答がなされた。

- ある委員より、次の意見があった。
  - エンドースメント手続の意義の記載にある「柔軟に受け入れる」という表現を残すことに賛成する。約 30 個の論点がある中で「削除又は修正」項目を必要最小限にするために絞ったことを適切に表現している。また、表現が不明確という意見に対しては、説明を補足すべきである。

（企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理」の文案について）

- ある委員より、次の意見があった。
  - 毎年におけるのれんの減損テストについて、修正国際基準が IFRS を部分的に「削除又は修正」していることから完全な整合性を求めているということであればやむを得ないものの、理論的には、のれんを規則的に償却したうえで減損テストを行う方法と非償却で減損テストを行う方法では、減損の意味が異なる点を指摘しておく。
- ある委員より、次の意見があった。
  - のれんの耐用年数の上限を 20 年とする結論の背景の記載について、修正会計基準第 1 号の文案の案 A（事務局提案）は様々な方法が列挙されているのみであり、20 年を上限とした根拠が示されていない。その点が明瞭に記載されている案 B（公開草案から変更しない案）を支持する。また、大規模の M&A が増加すると考えられる

現状においては、企業結合の効果が長期に及ぶことが考えられるため、その点を考慮した対応が必要となる。

- 毎年におけるのれんの減損テストに関するコストについて懸念が強くなってきており、のれんを償却するのであれば、減損の兆候があった場合にのみ減損テストを行うことが合理的で作成者にも受け入れられやすいのではないかという意識が必要である。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- のれんの耐用年数の上限を 20 年とする結論の背景の記載について、案 A は今後の国際的な議論が展開されることに配慮した記載となっている。
- のれんの償却と毎年における減損テストに加えて、無形資産の識別も同時に検討すべきという意見があったが、「削除又は修正」を必要最小限にする観点から現在の提案の内容としている。

- ある委員より、次の意見があった。

- のれんの耐用年数の上限を 20 年とする結論の背景の記載について、修正会計基準第 1 号の文案の案 A は様々な方法が列挙されているのみであり、20 年を上限とした根拠が示されていない。案 B のような 20 年を上限とした理由について記載すべきである。

これに対して、事務局より、ご意見を踏まえて修文を検討したいとの回答がなされた。

- ある委員より、次の意見があった。

- のれんの耐用年数の上限を 20 年とする結論の背景の記載について、のれんの耐用年数の上限を 20 年にするに対してコメントが寄せられていることもあり、案 B のように強く主張することに懸念がある。今後の戦略の観点から案 A をベースに記載を検討していくべきであると考え。

（企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」の文案について）

- ある委員より、次の意見があった。

- 確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングの根拠について、修正会計基準第 2 号の文案の案 1（公開草案に一部修正を加える案）は、平均残存勤務期間を個々の退職後給付の支払いのタイミングの代替と考えているが、必ずしも近似しないと考える。案 3（日本基準、米国会計基準、旧 IAS 第 19 号を参考としたとする説明を行う案）については IASB で議論されたうえで、維持されなかった考え方を引き合いに出すことは戦略上得策とは思えない。したがって案 2（期間配分をベ

ースとした説明を行う案）を支持する。また、これにより、OCI をすべてリサイクリングする根拠として、期間配分という考え方を打ち出していくことが考えられる。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

➤ 案 1 や案 3 への批判は理解している。案 2 はわかりやすい説明となっているが、IASB から公表されるであろう概念フレームワークの公開草案へのコメント提出を見据えた場合、過去の意見発信との整合性を懸念している。

■ ある委員より、次の意見があった。

➤ 確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングの根拠について、修正会計基準第 2 号第 31 項の案 1 はリサイクリング行うトリガーとして個々の従業員への支払いとしているが、その代替として平均残存勤務期間を用いているところが論理的に弱い。一方で案 2 は金融商品会計を考えると資産側を期間配分することは一般的ではないと考える。両者の案を組み合わせると論理を補強していくことは考えられないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

➤ 作業部会においては案 1 と案 2 を両方記載することも考えられるという案も聞かれている。国際的にも関心が寄せられている論点であるので、よく考えたい。

■ ある委員より、次の意見があった。

➤ 確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングの根拠について、修正会計基準第 2 号の文案の案 1 は、公開草案に対して多くのコメントが寄せられており、確固たる形でコメントに対応できるか疑問である。また、案 2 については公開草案における考え方を変更するところまでの合意が得られれば案 2 を採用することも考えられるが、そこまでではないと考える。現状では積極的に意見を主張することは難しいため、消極的ではあるが案 3 を支持する。

以 上